

平成 31 年度以降の就学支援金の申請・届出について

※ 詳しい手続きについては、平成 31 年4月に事務室から別途お知らせします。

◆ 個人番号（マイナンバー）制度を導入します。

平成 31 年度以降の就学支援金の申請・届出については原則として、保護者（親権者）の個人番号（マイナンバー）がわかる書類を提出していただき、神奈川県教育委員会がその個人番号（マイナンバー）を利用して就学支援金の対象であるかどうかを審査します。

◆ 個人番号（マイナンバー）の利用目的は？

- ◇ 都道府県民税及び市町村民税の所得割の額を確認するために利用します。

◆ 個人番号（マイナンバー）を提出するメリットは？

- ◇ 課税証明書等の用意が不要になります！

市町村役場から課税証明書等を取得する手間がなくなります。

- ◇ 新2、3年生は、毎年7月に課税証明書等を提出する必要がなくなります！

＜個人番号（マイナンバー）がわかる書類を提出し、就学支援金の対象となった方（支給決定された方）＞

ご家庭の事情が変わらない限り、毎年7月の手続きが不要になります。

＜個人番号（マイナンバー）がわかる書類を提出したが、就学支援金の対象とならなかった方（支給決定されなかった方）＞

毎年7月の手続きが必要になりますが、ご家庭の事情が変わらない限り、申請書の提出のみで、課税証明書等の提出が不要になります。

◆ 個人番号（マイナンバー）以外の書類で申請したい方

- ◇ これまでどおり、課税証明書等で申請することができます。

この場合、毎年7月に申請・届出書と課税証明書等の提出をしていただく必要があります。個人番号（マイナンバー）を期限までに提出されなかった場合に学校事務室から申請書類等を6月頃配付する予定です。

裏面もご覧ください。

◆ 個人番号（マイナンバー）がわかる書類とは？

保護者（親権者）全員について、次のいずれかをご準備ください。

なお、書類の提出等詳細については、平成31年4月中旬頃に別途お知らせします。

- ① 個人番号カードのコピー
 - ② 個人番号通知カードのコピー
 - ③ 個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し
 - ④ 個人番号（マイナンバー）が記載された住民票記載事項証明書の原本又はコピー
- ※ ②～④の書類の場合は、保護者（親権者）の身分証明書も提出が必要です。
- ※ ③～④の書類の場合は、申請される際に「保護者（親権者）のみ個人番号（マイナンバー）の記載が必要」と必ず市区町村役場の窓口担当者に伝えてください。
- ※ 「**個人番号と身分証明書類の組み合わせ**」を必ずお読みください。

◆ （注意点）個人番号カードがお手元がない場合

◇ 個人番号カードを発行するまでにかかる日数

市区町村役場へ個人番号カードの発行を申請すると申請日から発行まで1, 2か月かかるようです。今回の申請に合わせて新規に発行申請される場合は、学校への提出期限に間に合うようお願いします。

個人番号カード以外でも、個人番号が記載された住民票の写し等でも申請することができます。「**個人番号と身分証明書類の組み合わせ**」を参照してください。

◆ （参考）就学支援金とは？

◇ 就学支援金制度とは？

申請の手続きを行うことで、就学支援金を受給することができます。学校が生徒に代わって国から就学支援金を受領し、授業料に充てるため、生徒は授業料を納める必要がなくなります。（実際に就学支援金がお手元に支給される制度ではありません。）

◇ 対象となる世帯は？

- 保護者（親権者）全員の「都道府県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」の合算額が50万7,000円未満（目安：年収約910万円未満）の世帯の方
- 生活保護を受給している世帯の方

申請する必要がある！

全国の約80%の高校生が対象になっています！

就学支援金は、返済不要です！

ひとり親世帯に限った制度ではありません！